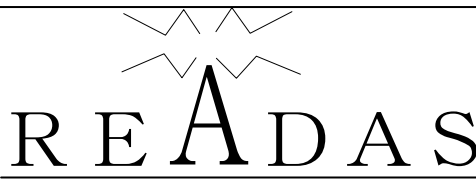


第 5653 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月17日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 会計ソフトのデータと電子帳簿保存法

**Q**：会計ソフトを使って帳簿を作成していますが、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等は認められますか？

**A**： 税務署長等の承認を受ける必要があります。

### 【解説】

電子帳簿保存法では、国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類について、税務署長等の承認を受けた場合は、一定の要件の下、電磁的記録等による保存等を認めるとしています。

つまり、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等を行う場合には、法令で定められた要件を満たし、税務署長等の承認を受けなければなりませんので、税務署長等の承認を受けていなければ、たとえ市販の会計ソフトを使用している場合でも、紙による保存等に代えて、電磁的記録等による保存等を行うことは認められません。

また、使用している会計ソフトに、例えば電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる機能が備わっていない場合には、法令で定める要件を満たさないこととなりますので、その会計ソフトを使用して作成した帳簿については、電磁的記録等による保存等は認められず、紙に出力して保存等を行うこととなります。

